



県の花〈キリ〉



いわての
がん療養
サポート
ブック

～がんと診断されたあなたへ～

編集：岩手県がん診療連携協議会 情報提供・相談支援部会
情報提供ワーキンググループ
発行：岩手県保健福祉部医療政策室 令和4年1月
電話：019-629-5416(直通)

岩手県 がん対策

検索



岩 手 県

はじめに

がんと告げられたとき…

「まさか自分が…」 「これからどうしたらいいの…」 という不安
そして、

どのような治療があるのか…

痛みやつらさをやわらげるには…

医療費はどのくらいかかるのか…

仕事を続けられるのか…

どのように過ごしたらよいのか…

さまざまな気がかりが出てきます。

“がん療養サポートブック”は、岩手県のがん患者さん、ご家族の方々の不安や悩みに寄り添い、支える手助けとなることを目指して、身近な相談窓口や社会資源に関する情報などをまとめたものです。

がん患者さん、ご家族の方々にこの冊子をご活用いただければ幸いです。



がんや治療について相談したい

がんと告げられたら	3
大切な人ががんと告げられたら	3
がん相談支援センター	4

がんについて知りたい

インターネットで正しい情報をさがす	6
セカンドオピニオンを活用する	7

重要な面談にのぞむとき

医療費の負担を減らしたい

高額療養費制度	11
限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額認定証	12
高額療養費貸付制度	12

自宅で療養を続けたい

介護保険	14
地域包括支援センター	14

患者や家族同士で体験や気持ちを話し合いたい

がん患者・家族サロン	15
がん患者・家族会	16

痛みやつらさを和らげたい

緩和ケアとは	17
緩和ケアチーム・緩和ケア外来	18
緩和ケア病棟・病床	19

治療を受けながら働きたい

治療と仕事	20
就労に関する相談窓口	20
その他の相談窓口	21
傷病手当金	21
就労に関する情報（インターネット）	22

がんや治療について 相談したい

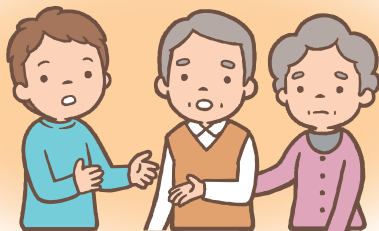
がんと告げられたら

がんという言葉は、心に大きなストレスをもたらします。そして、多くの患者さんは、「頭が真っ白になって…」と告知を受けた時の説明をよく覚えていないことがあります。

がん治療は、患者さんご自身が十分に病気のことを理解し、納得して受けることが大切です。不安な気持ちを和らげるために、医療者と十分に話し合うことや、信頼できる情報を得ることも重要になります。その際、セカンドオピニオン（別の医師の意見を聞くこと）の制度を利用する方法もあります。

また、思いがけない費用が必要になったり、仕事を続けることへの不安なども出てきます。病状によっては生活に影響が出てくる場合もあります。

このようなとき、病院には相談窓口がありますので、一人で悩まずご相談下さい。



大切な人ががんと告げられたら

大切な人ががんを抱えていると知ったとき、どのように接したらよいか、戸惑うことがあるかもしれません。あるいは、「何か自分にしてあげられることはないだろうか」と悩むことがあるかもしれません。がんは、患者さん本人だけでなく、ご家族や身近な方々にとっても大きな衝撃となります。大切な人ががんと診断されたあなた自身も、がんについて正しく理解することが重要です。

がん相談支援センター

がん診療連携拠点病院には、がんの相談窓口『がん相談支援センター』が設置されています。専門の相談スタッフが、患者さんやご家族の治療や療養生活に関する心配や困りごとなどについて、一緒に考え、情報を探すお手伝いをします。

● 利用するには？

面談または電話で相談することができます。お待たせすることもありますので、あらかじめ日時を約束することをおすすめします。

● だれでも相談できるの？

どなたでも相談できます。その病院に通院や入院をしていなくてもご利用できます。

● 料金は？

相談料はかかりません。無料です。

● どんな相談ができるの？

たとえば…

がんと言われて、
頭が真っ白…
不安でいっぱいです。

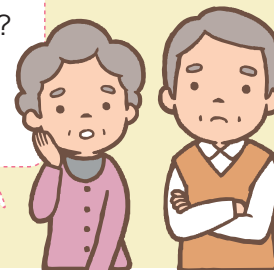
がん治療は
高額だと聞き、
治療費が
心配です。

他のお医者さんの
意見を聞いて
みたいけど、
セカンド
オピニオンって
先生に頼みにくい
なあ…

(家族の立場で)
本人にどう
接したらいいの？
退院になるけど
どうしたら
いいですか？

仕事が続けられますか？

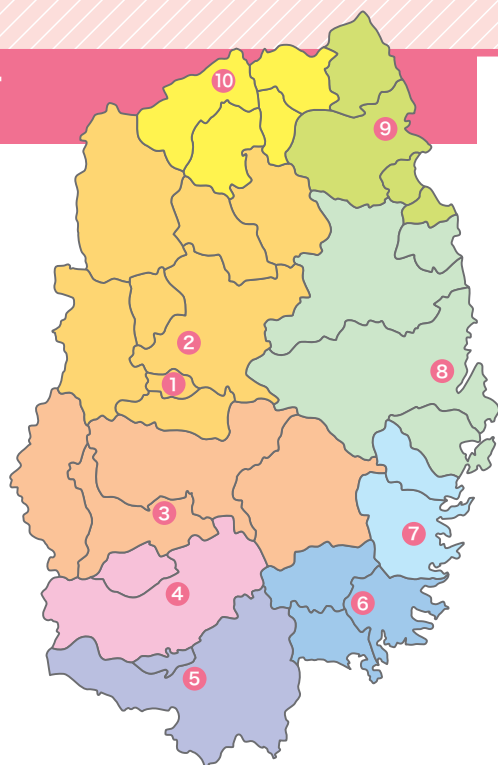
先生から病気の
説明を受けましたが、
難しくて
よくわかりません。



※相談支援センターで相談された内容は、ご本人の了解なしに、担当医をはじめ他の人に伝わることはありません。

県内のがん相談支援センター (がん診療連携拠点病院)

- 1 岩手医科大学附属病院 (矢巾町)
019-611-8073 (直通)
- 2 県立中央病院 (盛岡市)
019-653-1151 (代表)
- 3 県立中部病院 (北上市)
0197-71-1511 (代表)
- 4 県立胆沢病院 (奥州市)
0197-24-4121 (代表)
- 5 県立磐井病院 (一関市)
0191-23-3452 (代表)
- 6 県立大船渡病院 (大船渡市)
0192-26-1111 (代表)
- 7 県立釜石病院 (釜石市)
0193-25-2011 (代表)
- 8 県立宮古病院 (宮古市)
0193-62-4011 (代表)
- 9 県立久慈病院 (久慈市)
0194-53-6131 (代表)
- 10 県立二戸病院 (二戸市)
0195-23-2191 (代表)



がん診療連携拠点病院

全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、厚生労働省が指定した病院です。専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行っています。

※上記の病院以外でも、お近くの医療機関の相談窓口で様々な相談に応じています。各医療機関の医療相談室や地域医療連携室へお問い合わせください。

その他の相談先

がん情報サービスサポートセンター
0570-02-3410 平日10～15時
(ナビダイヤル)

日本対がん協会がん相談ホットライン
03-3541-7830 毎日(祝日除く)
10～18時

国立がん研究センターが運営する相談窓口で、心配ごとや困りごとの解決をお手伝いします。

患者さんやご家族の相談に看護師や社会福祉士が対応します。

がんについて知りたい


インターネットで正しい情報をさがす

不安や疑問を解消するためにも、がんに関する情報を集めることが大切です。インターネットを活用すると、たくさんの情報を簡単に入手できます。

ただし、インターネット上の情報には、特定の治療を勧めるなどの偏ったものや不正確なものもあるので、信頼できる情報かどうかを見極めることが必要です。得られた情報が全て自分に当てはまるとも限らないので、注意しましょう。まずは公的機関の情報を参照するとよいでしょう。


がん全般に関する情報

国立がん研究センターがん対策情報センター「がん情報サービス」

 <https://ganjoho.jp/public/index.html>

部位別のがんの解説や治療法、療養生活に関する情報や、「患者必携」などがんに関するさまざまな冊子・資料が入手できます。小児がん専門のページもあります。

日本対がん協会

 <https://www.jcancer.jp/>

がんに関する基礎知識や各種のがん検診・無料相談窓口などの情報を掲載しています。

岩手県内の情報


「岩手県 がん対策」で検索

岩手県のがん対策

 <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/kenkou/gantaisaku/index.html>

県内のがん診療連携病院の情報やがんに関する相談機関、がん患者・家族会、がんサロンの情報、就労支援等について掲載しています。

いわて医療ネット ～岩手県医療機関検索サービス～

 <http://www.med-info.pref.iwate.jp/>

診療科や所在地、セカンドオピニオンへの対応など、さまざまな条件で医療機関を検索できます。

セカンドオピニオンを活用する

「セカンドオピニオン」とは、現在診療を受けている主治医とは別の医師から「第2の意見」を求めることです。セカンドオピニオンをきくことで、主治医から説明された診断や治療方針を別の角度から検討することができます。より納得して治療に臨むことができます。

セカンドオピニオンを希望される場合は、まず主治医にご相談ください。セカンドオピニオンは患者の権利と考えられており、医師はその重要性を理解していますので、主治医に対して失礼だと考える必要はありません。

なお、セカンドオピニオンは健康保険が適用されない自由診療で、料金は病院によって異なります。

セカンドオピニオンを受けるときの流れ

- 1 まず主治医の診断と治療方針（ファーストオピニオン）を聞きましょう。
- 2 セカンドオピニオンを受けたいという希望を主治医に伝え、紹介状を受け取りましょう。
- 3 希望先の医療機関のセカンドオピニオンの窓口に応じましょう。
- 4 あらかじめまとめておいた、聞きたいことや自分の希望を伝えましょう。（なるべくひとりではなく信頼できる人に同行してもらいましょう。）
- 5 セカンドオピニオンを受けたら、主治医に必ず報告し、今後について相談しましょう。



重要な面談に のぞむとき

がんと診断されたとき、医師へ何を聞いて良いのかわからないと多くの患者さんやご家族が悩みます。医師へ自分の病気についてきちんと聞くための質問例をご紹介します。



質問する前に準備すること

気になること、わからないことを書き出してみましょう。

書き出したものを整理し、優先順位をつけましょう。

質問することをメモにまとめましょう。

診察の時

説明がわからない時は、その場で確認しましょう。

後で確認できるようにメモをとるのも良いでしょう。

わからないことがあれば、看護師やがん相談窓口聞いてみましょう。

診断について

- 診断名(病名)は何ですか？
- 病気の進み具合は？

病状について

- がんは、身体のどこにあるのですか？
- 今後どんな症状が出る可能性がありますか？
- 日常生活で気をつけることはありますか？

治療について

- わたしのがんに対して、どのような治療法がありますか？
- 各治療法を選んだ時の治療の最善の見込み、最悪の見込みは？
- 先生の勧める治療は、どれですか？
- その治療の副作用は、どんなものがありますか？
- その治療が効いているのかどうかわかるまでの期間は？
- その治療が効かなかったらどんな選択肢がありますか？

この先のこと

- これからの見通しは？(どのくらい生きられますか？)
それを知りたい理由は_____だからです。
- 治る可能性はありますか？
- 病気についての心配事や悩みを相談する場所がありますか？

次のようなご心配事は、看護師または他の医療スタッフがお話を伺います。

- 薬の心配やわからないことは、薬局の薬剤師にご相談ください。
- 病気や生活についての不安や悩みは、各病院の医療相談窓口・がん相談支援センター・がんサロン・がん看護相談外来にご相談ください。
- 医療費については、各病院の医療相談窓口やがん相談支援センターにご相談ください。

参考文献：重要な面談にのぞまれる患者さんご家族へ
(国立がん研究センター東病院精神腫瘍学開発部)

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

医療費の負担を減らしたい

がんの治療や薬にかかる費用は高額になることがあります。医療費の負担を軽くする制度があります。ここでは、代表的なものをご紹介します。

高額療養費制度

高額療養費制度は、1ヵ月（暦の月単位）に医療機関や薬局の窓口で支払った額が一定の金額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。（ただし、入院中の食事負担や差額ベッド代などは対象外です。）払い戻しまでは3ヵ月程度の期間がかかります。

また、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払い額をあらかじめ抑えることもできます。年齢や加入している保険によって、利用できる制度や自己負担が異なりますので、加入している保険の窓口や、各病院の医療相談窓口、またはがん相談支援センターへご相談ください。

70歳未満の方の場合

所得区分	自己負担限度額	多数該当※2
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252,600円+ (総医療費※1-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額53万円~79万円の方) (報酬月額51万5千円以上~81万円未満の方)	167,400円+ (総医療費※1-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額28万円~50万円の方) (報酬月額27万円以上~51万5千円未満の方)	80,100円+ (総医療費※1-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ (低所得者) (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

- ※1 総医療費とは保険適用される診察費用の総額（10割）です。
 ※2 療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。
 注）「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

70歳以上の方の場合

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯)
①現役並み所得者 現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% [多数該当 140,100円]	
現役並みⅡ (標準報酬月額53万円~79万円 で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% [多数該当 93,000円]	
現役並みⅠ (標準報酬月額28万円~50万円 で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]	
②一般所得者 (①および③以外の方)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
③低所得者	Ⅱ(※3)	24,600円
	Ⅰ(※4)	15,000円

- ※3 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。
 ※4 被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合です。
 注）現役並み所得者に該当する場合は、市区町村民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

限度額適用認定証または 限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費が高額になりそうな場合、あらかじめ加入している保険の窓口申請し、交付された認定証を医療機関で提示すると、支払いが自己負担限度額までに軽減されます。

高額療養費貸付制度

高額療養費として払い戻される費用のうち、8割程度を無利子で貸し付けする制度です。限度額適用認定証の手続きが間に合わなかったときや、複数の医療機関で高額な支払いがあるときなどにも利用できる制度です。（※保険によって利用できない場合があります。）



その他医療費に関する制度について

これらの他にも、医療費の負担を軽くするための制度が利用できる場合があります。詳しくは、加入している保険の窓口、市町村、各病院の医療相談窓口、がん相談支援センターへご相談ください。

自宅で療養を続けたい

自宅で過ごす場合、「急に具合が悪くなったり、痛くなったらどうしよう」などと不安になることもあります。あらかじめ予想される体調の変化について、対応の仕方を担当医や看護師に相談しておくことで落ち着いて対処することができます。お住まいの地域によっても在宅ケアの体制が異なりますが、24時間対応してくれる訪問診療・訪問看護や介護保険制度など、在宅療養を支える仕組みがあります。

まずは各病院の主治医や看護師、医療相談窓口、またはがん相談支援センターへご相談ください。

ケアマネジャー

在宅療養でどんな支援が受けられるか、一緒に考え計画を立てます。

ホームヘルパー

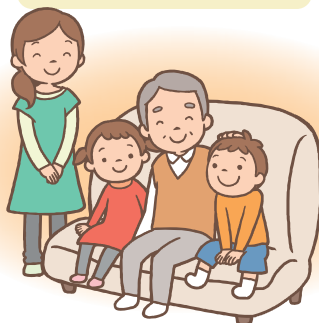
ご自宅に訪問して、日常生活の介護や買い物、掃除などの援助を行います。

在宅医(訪問診療)

定期的に訪問し、痛みや症状のコントロールを行います。

訪問リハビリ

上手な身体の動かし方や筋力維持のためのリハビリ、介助の仕方の指導なども行います。



訪問看護師

在宅医と連携し、療養のお世話や点滴などの医療処置、療養の相談などを行います。

訪問歯科医

歯や口の中のケアなどの相談に応じます。

担当医(病院)

治療の相談や、必要に応じて再入院に対応します。

薬剤師

ご自宅に訪問して、お薬の説明や使用法、副作用に関する相談に応じます。

介護保険

介護保険制度の対象になると、介護保険サービスを総費用の1割または3割で利用することができます。65歳以上(1号被保険者)と、40歳以上の方で「特定疾病」(がんの方を含む)に該当する方(2号被保険者)は、体の状態により介護認定(要支援1・2、要介護1~5)を受けることができます。がんの場合、申請の条件があります。介護保険の認定には申請から30日程かかりますので、前もってよく相談しましょう。

サービスの内容

在宅サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、デイサービス、通所リハビリ(デイケア)、ショートステイ、福祉用具レンタル(車いす、介護用ベッドなど)、住宅改修など福祉用具のうち、入浴や排泄に関連する用具などを介護保険を利用して購入できる制度もあります。

施設入所サービス

介護保険の指定を受けた施設に入所し、施設内で入浴や食事、排泄などの介護や機能訓練などを受けることができます。

【申請したいとき】

お住まいの市町村の介護保険担当窓口で申請することができます。

地域包括支援センター

介護予防を含め、在宅療養などに関する様々な制度の利用や福祉の相談に応じる窓口です。各市町村の地域包括支援センターにお問い合わせください。



その他の在宅福祉サービスについて

介護保険以外にも、急に福祉用具が必要になったときのレンタルや車椅子・ストレッチャー(寝台)ごと移動できる介護タクシーなどが利用できます。各病院の医療相談窓口やがん相談支援センター、各市町村の地域包括支援センターにご相談ください。

患者や家族同士で体験や 気持ちを話し合いたい

療養生活を送る中では、さまざまな悩みや不安が生じますが、このようなとき、同じような経験を持つ患者や家族と話し合うことで、気持ちが軽くなったり、療養生活を快適に送る知恵を得られることもあります。

こうした支え合いの場として、県内各地域で行われているがん患者・家族サロンやがん患者・家族会についてご紹介します。

がん患者・家族サロン

がん患者・家族サロンは、患者さんや家族などが、同じ立場で心の悩みや体験などを語り合うことができる場です。

詳しい内容や参加方法などは、各サロンにお問い合わせください。

病院・サロン名	開催日時	問合せ先
岩手医科大学附属病院 がん患者・家族サロン	毎週月～金曜日 10:30～16:30	019-613-7111 (内線 3222)
県立中央病院 新渡戸稲造記念メディカルカフェ	毎月第3金曜日 14:30～16:00	019-653-1151
県立中央病院 がん患者と家族サロン「なでしこサロン」	毎週火・水・木曜日 10:30～15:00	019-653-1151 (内線 2202 総務課)
盛岡赤十字病院 がん患者・家族サロン	毎週木曜日 10:00～12:00	019-637-3111
県立中部病院 がん情報・家族サロン「虹」	毎週月～金曜日 9:00～17:00	0197-71-1511
県立胆沢病院 がん患者・家族サロン	毎月第2木曜日 14:00～16:00	0197-24-4121 (内線 1065、1158)
県立磐井病院 がん患者・家族サロン「こころば」	毎週月・火・金曜日 10:00～12:30	0191-23-3452
一関病院 患者・家族サロン	毎週月～金曜日 10:00～16:00	0191-23-2050
県立大船渡病院 がん患者・家族サロン「よりどころ」	毎月第2金曜日 10:00～12:00	0192-26-1111 (内線 2160)
県立釜石病院 がんピアサポートカフェ「わわわ」	毎月第2水曜日 13:00～15:00	0193-25-2011 (内線 7088 緩和ケアチーム)

県立宮古病院 がん患者・家族サロン「はまぎく」	毎週火・木曜日 10:00～15:00	0193-62-4011
県立久慈病院 がん患者・家族サロン	毎週火・木曜日 10:00～15:00	0194-53-6131
県立二戸病院 がん患者・家族サロン「たんぼぼ」	毎月第3水曜日 11:00～14:30	0195-23-2191
岩手ホスピスの会 タオル帽子サロン	毎月第2土曜日 13:30～16:00	090-2604-7918 080-1658-1762

がん患者・家族会

がん患者・家族会では、お互いの悩みを共有したり、情報交換をしたり、学習会や交流会など様々な活動を行っています。

参加方法などは、各団体へお問い合わせください。

団体名	対象	活動地域	問合せ先
岩手ホスピスの会	がん全般	岩手から 全国へ	090-2604-7918 (代表：川守田)
盛岡かたくりの会	がん全般	岩手県	019-672-1305 (事務局：千葉)
アイリスの会	乳がん	岩手県	090-2978-7830 (会長：鈴木)
ドロップスの会	小児がん	岩手県	iwate_ccps@yahoo.co.jp (代表：芳賀)
ペイシェントアクティブ びわの会	がん全般	花巻市・北上市 近郊	0197-64-0008 (代表：高橋)
北上おでんせの会 (家族の会)	がん全般	北上市近郊	0197-77-2416 (代表：高橋)
がん患者と家族の会 奥州かたくりの会	がん全般	奥州市近郊	080-1834-3188 (会長：菅原)
一関地域の在宅緩和ケアを 考える リボンの会	がん全般	一関市	0191-23-2050 (一関病院)
生活習慣病やがん患者・ 家族会 久慈かたくりの会	生活習慣病を 含むがん全般	久慈地域	0194-53-2580 (会長：大橋)
公益社団法人日本オストミー 協会 岩手県支部	人工肛門 人工膀胱造設者	岩手県	090-3128-1123 (事務局：川村)
岩手喉友会	喉頭(声帯) 摘出者	岩手県	019-697-2138 (事務局：渡邊)
北日本若年性がん患者会 The Bright Future	39歳までがんに 罹患した方	北海道 東北	north.juvenile.cancer. survivor@gmail.com

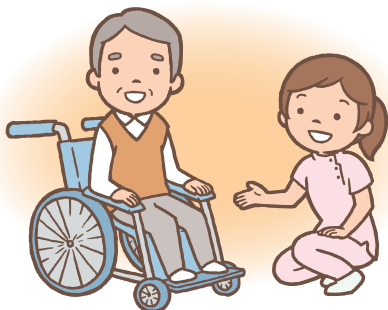
痛みやつらさを和らげたい

緩和ケアとは

身体や心にさまざまな痛みやつらさがあると、毎日の暮らしに支障をきたし、気持ちも暗くなります。痛みやつらさを和らげることは、生活していく上でも、治療を続けていく上でも大切な要素です。

このがんに伴う身体と心の痛みやつらさを和らげ、生活やその人らしさを大切にする考え方が『緩和ケア』です。緩和ケアは、がんが進行した時期だけではなく、がんと診断された時から必要に応じて行い、患者さん本人やご家族が「自分らしく」過ごせるように支えることを目指します。

緩和ケアは、緩和ケア外来や緩和ケア病棟を設置している病院のほか、一般病院や在宅（訪問診療や訪問看護など）でも受けられます。痛みや気持ちのつらさ、不安があるときは、いつでも主治医や看護師、医療相談窓口、がん相談支援センターへご相談ください。



痛みは我慢しないで伝えましょう

痛みは、痛みを感じている患者さんご自身にしかわかりません。痛みの治療は、ご自分の言葉で痛みを伝えることから始まります。短い診療時間で伝えにくいようでしたら、「歩くのが大変」「物事に集中できない」など日常生活で困っていることを伝えましょう。主治医・看護師・がん相談支援センターに話していただくことで、患者さんの痛みやつらさを和らげ、あなたらしい療養生活を送れるように最大の支援を行うことが可能になります。

緩和ケアチーム・緩和ケア外来

緩和ケアチームとは

身体症状や精神症状を担当する医師、緩和ケア専門の看護師、薬剤師、栄養士、医療ソーシャルワーカーなどさまざまな職種で構成されるチームで、主治医や病棟の看護師などと協力して緩和ケアを提供しています。

緩和ケア外来とは

通院中の患者さんに対して、主治医と協力しながら、身体や心の痛みやつらさを和らげるための専門的なケアを提供する外来です。予約が必要な場合があるので、あらかじめお問い合わせください。

県内の緩和ケアチーム・緩和ケア外来

施設名	電話番号	緩和ケアチーム	緩和ケア外来
岩手医科大学附属病院	019-613-7111	○	○
県立中央病院	019-653-1151	○	○
孝仁病院	019-656-2888	—	○
盛岡赤十字病院	019-637-3111	○	○
盛岡友愛病院	019-638-2222	○	○
県立中部病院	0197-71-1511	○	○
総合花巻病院	0198-23-3311	○	○
県立胆沢病院	0197-24-4121	○	○
美山病院	0197-24-2141	—	○
県立磐井病院	0191-23-3452	○	○
一関病院	0191-23-2050	○	○
県立千厩病院	0191-53-2101	○	—
県立大船渡病院	0192-26-1111	○	○
県立釜石病院	0193-25-2011	○	○
県立宮古病院	0193-62-4011	○	○
県立久慈病院	0194-53-6131	○	○
県立二戸病院	0195-23-2191	○	○

緩和ケア病棟・病床

緩和ケア病棟・病床とは

緩和ケア病棟は「ホスピス」とも呼ばれ、緩和ケアを専門の病棟で提供しています。緩和ケア病棟には、休憩室や談話室、調理スペースなど患者さんやご家族が過ごしやすい設備が整えられており、患者さんが自分らしく過ごせるように支えることを目指しています。

また、緩和ケア専用の病床を用意している病院もあります。

ご利用については、主治医、各病院、がん相談支援センターへご相談ください。

県内の緩和ケア病棟・病床

施設名	電話番号	緩和ケア病棟	緩和ケア病床
岩手医科大学附属病院	019-613-7111	25床	—
孝仁病院	019-656-2888	10床	—
盛岡赤十字病院	019-637-3111	22床	—
盛岡友愛病院	019-638-2222	18床	—
県立中部病院	0197-71-1511	24床	—
美山病院	0197-24-2141	20床	—
県立磐井病院	0191-23-3452	24床	—
県立釜石病院	0193-25-2011	—	4床
県立久慈病院	0194-53-6131	—	4床(有料個室)



ご家族もご相談ください

患者さんが必要な時に緩和ケアを受けるためには、ご家族の正しい理解が大切です。どのように支えていったらよいか悩んだり、社会的・経済的問題に直面したときは、主治医や看護師、医療相談窓口・がん相談支援センターへご相談ください。

治療を受けながら働きたい

治療と仕事

がんの早期発見や治療法の進歩により、仕事を続けながら治療を受ける方が増えてきました。その一方で、患者さんやご家族が、仕事と治療の両立に不安をおぼえたり、経済面でのやりくりが大変だと感じることも多いと言われています。

治療を受けるにあたり、さまざまな理由から退職を考えたことがあるかもしれませんが、すぐに決めるのではなく、主治医や職場の上司や産業医などと相談することをおすすめします。職場の就業規則や休暇制度を確認するとともに、ご自身の病気や治療計画、勤務の仕方について話し合うことが必要です。早まって仕事を辞めないようにしましょう。

お困りのときは、がん相談支援センターや労働相談窓口へご相談ください。



就労に関する相談窓口

がん相談支援センター（5ページ参照）

ハローワーク（公共職業安定所）

療養しながら就職を目指す方に対して個別の相談や支援も行っています。

ハローワーク盛岡の専門相談部門（019-624-8904）には、がんなど長期療養者専門の相談員が配置されています。

その他の相談窓口

岩手労働局総合労働相談コーナー

0120-980-783 平日9～17時

労働条件・労働に関する問題、募集採用、職場環境などあらゆる労働分野の相談・案内を行っています。

ライフサポートセンターいわて

0120-804-340 平日10～17時

岩手県労働者福祉協議会を中心に設置された組織で、労働、法律、子育て、年金、健康など労働者の暮らしに関する相談に無料で応じます。

岩手県社会保険労務士会 総合労働相談所

019-651-2373

雇用、労働条件、労働保険、社会保険、年金について助言や相談を無料で行います。
(第2・4水曜日 13～16時、要事前予約)

(独行) 労働者健康安全機構 岩手産業保健総合支援センター

019-621-5366 平日8時30分～17時 ※要事前予約

治療のため休職していた方の職場復帰を支援します。本人と会社、主治医との調整を支援し、治療を継続しながら無理のない職場復帰のための計画の作成を支援します。ご相談だけでもお受けしております。

傷病手当金

会社員や公務員などが、病気やけがで休まなければならなくなり、十分な給与を受け取ることができなくなったときに生活を支えてくれる被用者保険の制度です。長期間働けなくなったときに心強い味方になりますが、この制度は自分で請求しないとその給付を受けることができません。

保険への加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。その他の条件もあるので、加入している（または辞める前に加入していた）医療保険の窓口にご相談しましょう。

対象となる人

- 健康保険、共済組合、船員保険等に加入しているご本人

支給の条件

- 病気のために療養中である
- 3日以上連続して仕事に就くことができない
- 給与が支払われない(支払いがあっても傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます)

留意点

- 休職中、1日につき給料(標準報酬日額)の3分の2相当額が支給されます。
- 支給期間は、休職4日目から最長1年6ヵ月間です。
- 担当医師の証明、事業主(会社)の証明が必要になります。

就労に関する情報(インターネット)

がんと仕事のQ&A (国立がん研究センターがん対策情報センター)

 <https://ganjoho.jp/public/support/work/index.html>

がんと仕事に関するさまざまな疑問に対する回答がまとめられています。



岩手県がん対策推進条例

県・市町村・保健医療従事者・事業者・教育関係者・がん患者とその家族など県民が一体となってがん対策に取り組むため、「岩手県がん対策推進条例」が平成26年4月(平成30年4月一部改正)から施行されました。

条例の基本理念には、「県民自らが、がん対策の主体であるとの認識の下に、県民の視点に立ったがん対策が推進されること」が掲げられています。

